

議案提出について

議案「松村理治議員に対する問責決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

提出者

| | |
|---------|--------|
| 金沢市議会議員 | 田中 美絵子 |
| リ | 喜成 清恵 |
| リ | 麦田 徹 |
| リ | 山本 由起子 |
| リ | 森 一敏 |
| リ | 中 西 利雄 |

議会議案第3号

松村理治議員に対する問責決議

金沢市議会基本条例第26条では、「議員は、主権者たる市民の厳粛な負託に応えるため、市民の代表として市政に携わる権能と責務を有することを深く認識するとともに、高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。」と定められている。

松村理治議員は、本年4月4日に新型コロナウイルス感染症の感染が判明し、約1か月間に及ぶ入院加療を経て、5月7日に退院し、その後2週間の自宅療養を伝えられていたことから、5月15日に開催された総務常任委員会には欠席したところである。しかしながら、直後の5月17日及び19日に石川県が休業要請していた市内のパチンコ店において、それぞれ数時間にわたりパチンコをしていたことが判明したものである。

新型コロナウイルス感染症については、陰性になった者が再発するケースもある状況で、かつ医師から自宅療養を指示されていたにもかかわらず、三つの密のある場へ出向くことは、市民を不安に陥れる行為である。加えて、市民を代表する議員の立場として市民に対して範を示すべきであるにもかかわらず、石川県が休業要請していたパチンコ店において遊戯することは、議員自らが要請に背く行為だと言える。

国難ともいえるこの事態に、金沢市民が一丸となって新型コロナウイルス感染症への対策に取り組んでいるさなか、松村理治議員の一連の行動は、市民の負託を受け、市民の模範となるべき議員としての自覚と品位に著しく欠ける行為であり、本市議会の名誉を傷つけ、市民の信頼を大きく失墜させ、道義的、政治的にその責任は極めて重い。議員辞職を求める市民の声は広がっている。これら議会内外の声を真摯に受け止め、適切に身を処すべきである。

よって、本市議会は、松村理治議員に対して、猛省を強く求めるとともに、その責任を厳しく問うものである。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「松村理治議員の議員辞職勧告決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

提出者

金沢市議会議員

| | | | | | | |
|------|----|----|----|------|-----|----|
| 夫枝慨範 | 一祐 | 広誠 | 伸誠 | 人代道昭 | 樹彦 | 規 |
| 盛初 | 博誠 | 俊大 | 泰 | 廣 | 雅美 | 嘉英 |
| 野桑 | 森谷 | 川井 | 本 | 間 | 澤 | 邦和 |
| 熊大 | 栗新 | 前中 | 坂高 | 下小 | 宮広玉 | 飯水 |
| 粟新 | 前中 | 間 | 高下 | 小宮 | 森澤 | 清黒 |
| 前中 | 間 | 坂高 | 下小 | 広玉 | 澤 | 水沢 |
| 間 | | | | | | |
| 坂高 | | | | | | |
| 下小 | | | | | | |
| 広玉 | | | | | | |
| 森澤 | | | | | | |
| 清黒 | | | | | | |
| 水沢 | | | | | | |

議会議案第4号

松村理治議員の議員辞職勧告決議

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」とうたっている。我々議員は、議会における諸活動は言うに及ばず、私生活においても、法令を遵守し高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。

しかるに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため発出された国の緊急事態宣言等により、市民や事業者に長期にわたる外出自粛や休業要請などが出されていた中にあって、松村理治議員は、自らが新型コロナウイルスに感染し入院治療を余儀なくされ、退院後医師から自宅療養を伝えられていたにもかかわらず、この間、休業要請対象となっていたパチンコ店に出向き複数回にわたり遊技し、一方では所属する常任委員会を欠席していた。このことは、公人としての市議会議員という立場からして、著しく不適切な行動であったと言うべきであり、私的な行為であったとしても、そのことによる自らの責任は免れるものではない。

また、本件は全国的に報道され、国民からも大きな関心が持たれているところであり、全国民が新型コロナウイルス感染症の拡大防止と収束に向け懸命な努力と協力を正在する中での行為であり、金沢市議会議員は言うに及ばず、金沢市民、石川県民の名を著しく汚したものとも言え、これまで本人の出処進退について指摘されてきたところであるが、今日に至っても本人から何ら対応がなされたことは、誠に遺憾であり慚愧に堪えない。

よって、本市議会は、議会はもとより市民の信用と名誉がいささかでも回復されることを願い、今回の松村理治議員の一連の行動について反省を求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「積極的な検査戦略に転換し、経済・社会活動再開の下での新型コロナウイルス感染拡大を抑止することを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

提出者

金沢市議会議員 大桑初枝
〃 広田代昭
〃 森尾嘉美

議会議案第5号

積極的な検査戦略に転換し、経済・社会活動再開の下での新型コロナウイルス感染拡大を抑止することを求める意見書

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた経済・社会活動を安心して再開していく上で、感染者を早期に発見し、症状に応じた医療と隔離を行う必要があるが、日本の人口当たりPCR検査数は、諸外国に比べると桁違いの少なさであり、検査の在り方を根本から見直し、大規模に検査できる体制を整える必要がある。（韓国は日本の約8倍、米国は約14倍、欧州諸国は20～30倍）

このような中、広島県、岩手県、愛知県などの18道県知事が、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら経済・社会活動を正常化する緊急提言を発表しているが、その内容は積極的で合理的な提案であり、第2波に備え、再度の緊急事態宣言を回避する上で大変重要であると考える。

一方、日本医師会の有識者会議は、PCR検査が進まなかった最大の原因として国から財源が全く投下されていない点を指摘するとともに、PCR検査センターの設置・維持に必要な予算を4,694億円と試算している。また、18道県による緊急提言の記者会見で広島県知事はPCR検査体制の整備のため2,000～3,000億円が必要だと述べたが、安倍政権による第2次補正予算案では、PCR検査体制の整備費として366億円が計上されているに過ぎない状況である。

よって、国におかれては、発熱などの強い症状がある人だけを対象としてきたこれまでのやり方と発想を根本から転換し、受動的検査から積極的検査への戦略的転換を行い、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 感染が疑われる人、ごく軽症を含む有症者及び全ての濃厚接触者を速やかに検査すること。また、医療従事者、介護・福祉従事者及び入院者・入所者への検査を積極的に行うこと。
- 2 感染拡大を把握する抗体検査を広く行うこと。
- 3 PCR検査体制の整備のため、少なくとも数千億円規模の予算を確保すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった医療機関・介護事業所を存続するための公的資金の導入を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

提出者

金沢市議会議員 大桑初枝
〃 広田代昭
〃 森尾嘉

議会議案第6号

新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった医療機関・介護事業所を存続するための公的資金の導入を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の広がりによって、医療機関は感染対策に奔走し、介護事業所は感染におびえながら介護を提供している。

このような中、医療機関では、感染を恐れ、受診を控えたことによる患者の減少や感染者の受け入れのための病床の確保、医師や看護師の特別態勢の整備、一般診療や入院患者数の縮小のほか、手術や検査、健康診断の先延ばしやキャンセル等が起こっている。また、介護事業所でも、感染を恐れ、利用を控えたことによる利用者の減少や新規入所者の減少が起こっている。これに伴い、医療機関や介護事業所では、大幅な減収となっている。

人々が日常生活を送る上で医療機関や介護事業所は欠かせないものであり、大幅な減収を乗り越えて安全・安心な事業を存続していくためには、国による公的資金の導入が必要不可欠である。

よって、国におかれでは、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった医療機関・介護事業所を存続するための公的資金を導入するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「医療提供体制のより一層の強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

提出者

| 金沢市議会議員 | 夫一祐誠 | 大人子敏人 | 清 |
|---------|------|-------|---|
| リ | 熊前 | 盛誠 | |
| リ | 小間井 | 大 | |
| リ | 高上 | 雅勝 | |
| リ | 高久 | 洋由 | |
| リ | 山森 | 一 | |
| リ | 宮源 | 雅 | |
| リ | 崎野 | 和 | |

議会議案第7号

医療提供体制のより一層の強化を求める意見書

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発出された緊急事態宣言について、石川県では5月14日に、そして全国的には5月25日に解除となった。大きな苦痛を伴った社会・経済活動等の自粛のほか、医療の最前線で昼夜を問わず奮闘している医療従事者及びその関係者の献身的な尽力により、現在、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制に一定の成果が現れているところである。

今後は、次の感染の波を抑制しつつ、社会・経済活動を段階的に引き上げていく必要があり、経済活動を再開させ、着実な回復を図っていくためには、感染の第2波、第3波に備えた医療提供体制の整備が不可欠である。

よって、国におかれては、今後の感染拡大に備えて医療提供体制のより一層の充実・強化を図るため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 検査件数の急増に備え、人員削減等により業務過多となっている保健所や地方衛生研究所の体制強化のための支援を講ずること。
- 2 PCR検査等に使用する試薬や抗原検査キットについて、感染拡大の第2波以降に備えて安定的に検査が実施できるよう、十分な量を確保すること。
- 3 マスク・防護具等の医療用物資について、感染拡大の際に全国的に不足が生じないよう、備蓄を進め、十分な量を確保すること。
- 4 感染症患者の受入れを進める医療機関について、感染症患者専用病床に人員を集中することで生じる人員不足によるその他病床の休床や、入院患者の減少によって生じた収支悪化に対する財政支援を講じること。
- 5 医療従事者等に対する慰労金を速やかに支給するとともに、感染症患者と接する医療従事者等への手当について財政支援を講じること。
- 6 医療従事者やその家族に対する偏見や差別の撲滅に向け、啓発活動を強化すること。
- 7 公立・公的病院再編検討の先送りについて、再検討に当たっては地域の実情に即し、地域医療の最後の砦としての役割を担っていることを十分に踏まえて行うこと。
- 8 感染症患者の即時受入れ可能な病床を継続して確保するため、緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金の繰越しなど、柔軟な執行を認めるとともに、翌年度以降も継続して充実を図ること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「新型コロナウイルス感染症の影響下における看護師等学校養成所と看護学生に支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

提出者

| 金沢市議会議員 | 保 | 洋 | 子敏夫 |
|---------|---|---|-----|
| 〃 | 一 | 一 | 祐誠 |
| 〃 | 盛 | 盛 | 大人 |
| 〃 | 誠 | 誠 | 子 |
| 〃 | 大 | 大 | 人 |
| 〃 | 間 | 雅 | 清 |
| 〃 | 井 | 勝 | 代 |
| 〃 | 小 | 由 | |
| 〃 | 高 | 起 | |
| 〃 | 上 | 雅 | |
| 〃 | 高 | 勝 | |
| 〃 | 山 | 由 | |
| 〃 | 宮 | 雅 | |
| 〃 | 源 | 和 | |
| 〃 | 広 | 和 | |
| 〃 | 田 | 美 | |
| 〃 | 野 | 田 | |
| 〃 | 久 | 子 | |
| 〃 | 森 | 敏 | |
| 〃 | 熊 | 夫 | |
| 〃 | 前 | 一 | |
| 〃 | 高 | 祐 | |
| 〃 | 上 | 誠 | |
| 〃 | 高 | 大 | |
| 〃 | 山 | 人 | |
| 〃 | 宮 | 子 | |
| 〃 | 源 | 人 | |
| 〃 | 広 | 清 | |
| 〃 | 田 | 代 | |

議会議案第8号

新型コロナウイルス感染症の影響下における看護師等学校養成所と看護学生に支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、看護職を目指す学生や教職員にも大きな影響が及んでいる。特に臨地実習においては、その意義の重要性から、実習施設と看護師等学校養成所の双方において受入れ時期や実習方法の調整が求められている。

しかし、多くの実習施設では、感染防止の観点から臨地実習の受入れを停止あるいは延期する事態となっているため、看護師等学校養成所はシミュレーション教育の強化や遠隔授業への切替えなどを迫られている。また、今春より医療機関などに就業している新人看護職への教育にも遅れが見られる中、看護職の離職の原因としてアリティー・ショックの指摘もされている。看護師等学校養成所における教育の工夫や学生の努力によって、専門職として必要な知識や技術の習得に励むにしても、教育機会の不足や時間数の問題など、課題が残る。

よって、国におかれては、国民の生命と健康を守る専門職として臨床の場に出る前に、必要十分な教育を受ける機会を確保し、教育の質を担保するために、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 看護師等学校養成所で臨地実習に代わる教育方法が可能となったが、看護師等学校養成所ごとの判断による教育方法の差が懸念されることを踏まえ、教育の質を担保する観点から、臨地実習に代わる教育方法に関する具体的な範囲や例示等の提示を図ること。また、それらの教育方法によって単位取得ができ、国家試験の受験資格としても認められるよう明確な方針を示すこと。
 - 必要な教育の実施や教育水準の維持のための教材購入及び遠隔授業の環境整備について財政措置を講じること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

| 提出者 | 金沢市議会議員 | 夫一祐 | 誠大人 | 子子敏 | 人清 |
|-----|---------|-----|-----|-----|----|
| " | 熊前 | 野 | 盛 | 一 | |
| " | 小間井 | 前 | 誠 | 祐 | |
| " | 高 | 間 | 大 | 誠 | |
| " | 上 | 高 | 雅 | 大人 | |
| " | 高久 | 上 | 勝 | 子 | |
| " | 山森 | 高 | 洋 | 子 | |
| " | 宮源 | 久 | 保 | 敏 | |
| " | | 山 | 本 | | |
| " | | 森 | 由起 | | |
| " | | 宮 | 一雅 | | |
| " | | 源 | 和 | | |
| " | | | 崎野 | | |

議会議案第9号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した2002年（平成14年）の日朝首脳会談以降、5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、17名の政府認定の拉致被害者はいまだ北朝鮮に残されたままである。このほかにも、拉致の可能性を排除できない行方不明者は石川県関係者9名を含む878名に上る。

これまで北朝鮮は、我が国の主権並びに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度を取り続けてきた。2008年（平成20年）8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなつたが、北朝鮮からの一方的な通告により、合意事項が実施されない状況が続いている。また、2006年（平成18年）以降には、国際社会からの再三の警告にもかかわらず、北朝鮮は弾道ミサイルの発射及び核実験を繰り返してきた。

拉致事件の発生から既に40年以上が経過しており、横田めぐみさん（当時13歳）の父、横田滋さんが本年6月5日に死去されたことに象徴されるように、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって、国におかれては、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出し、拉致問題を完全に解決するため、2002年の日朝平壤宣言の精神に立って、拉致問題はもとより、核問題などの包括的解決を図るという立場を堅持し、六カ国協議の再開など、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話も進めるなど、あらゆる機会を逃さず全力で取り組むよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「匿名によるSNS上での誹謗中傷等の抑止及び被害者救済のための法改正と環境整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

提出者

金沢市議会議員

| | | |
|---|------|-----|
| ノ | 熊野 | 夫一祐 |
| ノ | 前小間井 | 誠誠 |
| ノ | 高上高久 | 大雅 |
| ノ | 山森宮源 | 勝勝 |
| ノ | 田岩保本 | 由起 |
| ノ | 崎野 | 一雅 |
| ノ | | 和敏 |
| ノ | | 人子 |
| ノ | | 清清 |

議会議案第10号

匿名によるSNS上での誹謗中傷等の抑止及び被害者救済のための法改正と環境整備を求める意見書

先般、テレビ番組の女性出演者が、匿名によるSNS上での激しい誹謗中傷により自ら命を絶ったと思われる痛ましい事態が生じ、このような心ない誹謗中傷が多くの人を傷つけ、命までをも奪う事態となっていることへの早急かつ実効性のある対策が求められている。

近年、スマートフォンの普及が進み、インターネット上のサービスも多様化していることで、総務省の調査では、モバイル機器によるSNS等のソーシャルメディアの利用時間は平成24年から平成30年までの7年間で約4倍にまで伸びている。それに伴い、総務省が運営する違法・有害情報相談センターへの相談件数は、平成27年より5年連続で5,000件を超え、令和元年度のインターネット上での人権侵犯事件は約2,000件を記録するなど、SNS等に書き込まれる誹謗中傷やいじめ行為などは後を絶たず、インターネット上の匿名の書き込みによる人権被害は大きな社会問題となっている。

しかしながら、現行のプロバイダ責任制限法の下では、SNS管理者等が発信者の氏名・住所等の情報を保有していない場合が多いこと、その場合に発信者を特定することが技術的に困難であること、SNS管理者等が権利侵害を判断することが難しく発信者情報が任意に開示されないケースが多いこと、発信者の特定のための裁判手続に段階を踏む必要があること、大手SNS管理会社が海外法人であるなど発信者の特定のための裁判手続に時間を要すること等を理由に、SNS上の誹謗中傷について匿名の発信者を特定してからの訴訟や、書き込みの削除を行うには、相当な手間と時間がかかり大変な困難を伴うことから、被害者が泣き寝入りする場合が多いのが現実である。

よって、国におかれでは、現在、請求手続の簡素化や開示情報の拡充等の制度改正を進めているところだが、SNS利用者の表現の自由や通信事業者の秘密保護等も最大限尊重しつつ、匿名による誹謗中傷等の徹底した抑止及び被害者救済に向け、下記の対策を確実に講じるよう強く要望する。

記

- 1 匿名による誹謗中傷等を行った発信者情報の開示対象の見直し及び開示手続の円滑化を実現するための早急かつ実効性のある法整備を行うこと。
- 2 SNS運営会社等の利用規約において、誹謗中傷等行為の禁止及び必要かつ適切な措置の義務化を行うこと。
- 3 誹謗中傷等を受けた被害者を救うため、警察や各自治体、支援団体等との連携による相談窓口体制の強化と周知を行うこと。
- 4 SNS等の健全な利用に向けたモラル向上を図る教育や啓発等を実施すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続的な交付等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

提出者

金沢市議会議員

〃

熊野前小間井高上田岩保本高久山森宮源

盛誠大雅勝洋由起一雅和

夫一祐誠大人子子敏人清

議会議案第11号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続的な交付等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本市では、4月13日に市独自の緊急事態宣言及び県独自の緊急事態宣言が発出され、また、同月16日には国により石川県が特定警戒県に位置づけられた。これを受け、多くの事業所や店舗が自主的に、または、県の要請に応じて営業を自粛することを余儀なくされたことにより、リーマンショックを上回る地方経済の悪化が引き起こされている。このため、経営基盤の弱い中小企業・零細企業の事業者からは行政による支援を求める声が上がる一方で、各方面から医療体制の強化、衛生資材の確保など、行政へ支援を求める声が上がった。

これらの声に応えるため、本市では、中小企業者の資金需要を支援する融資制度の創設や、相談・検査体制、医療・救急体制の強化、保育所等への衛生資材の提供など、基礎自治体として必要な対応を実施してきているところである。併せて、市民への特別定額給付金については迅速に給付できるよう最大限の努力をしているところであるが、一方で国の雇用調整助成金及び持続化給付金がなかなか交付されないとの声を耳にすることもあり、早急な交付が望まれる。

また、各種施策を実施するには財源が必要となるが、市の自主財源である財政調整基金等から支出するには限界があり、今後も状況に応じて様々な対策を講じていかなければならぬ中で、国による継続的な財政支援が引き続き必要不可欠である。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 地域の実情に応じたきめ細やかな対応を実施可能とする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、地方自治体が長期にわたって十分な対策を取ることができるよう今後も継続的に交付するなど、十分な財政措置を講ずること。
- 2 雇用調整助成金や持続化給付金など、国支援事業を迅速に実施すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「小中学校及び高等学校の臨時休業に伴う児童・生徒の「学びの保障」を実現するための支援策のさらなる強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

| 提出者 | 金沢市議会議員 | 久保洋一 | 子敏夫 |
|-----|---------|------|------|
| 〃 | 久森熊前 | 盛誠大 | 一祐誠 |
| 〃 | 小間井高 | 大雅 | 大人子人 |
| 〃 | 上高山 | 勝由 | 清代 |
| 〃 | 本宮 | 起雅 | 和美 |
| 〃 | 崎源 | 雅和 | |
| 〃 | 野広 | 田 | |

議会議案第12号

小中学校及び高等学校の臨時休業に伴う児童・生徒の「学びの保障」を実現するための支援策のさらなる強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策本部において、小中学校及び高等学校等における一斉臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されたことに伴い、本市では、3月5日から3月19日まで市立小中学校及び高等学校を臨時休業することとした。その後、本市及び全国で新型コロナウイルス感染症がさらに拡大したことに伴い、本市では4月13日から5月31日まで同じく小中学校等が臨時休業となり、6月1日から学校が再開した。

このような中、本市では、臨時休業で生じた学習の遅れを取り戻すため、土曜日の活用や時間割編成の工夫などを検討しているが、学習の詰め込みや教員のさらなる多忙化などが課題となっている。

国の令和2年度第2次補正予算では、学習保障に必要な人的体制の強化のため、小中学校の最終学年を少人数学級にするために必要な教員の加配や、退職教員や教員志望の大学生などを想定した学習指導員等の追加配置などを計上しているが、補助率が低いことや人材の確保が難しいことが課題となっている。

よって、国におかれでは、新型コロナウイルス感染症による小中学校及び高等学校の臨時休業に伴う児童・生徒の「学びの保障」を実現するために、予算拡充を含めた支援策をさらに強化するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「台湾の世界保健機関へのオブザーバー参加を引き続き支持し、必要な支援を強く求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野本正人様

| 提出者 | 金沢市議会議員 | 保洋 | 子敏夫 |
|-----|---------|----|-----|
| 久森 | 久森 | 一 | 祐誠 |
| 熊前 | 熊前 | 盛 | 大人 |
| 小間井 | 小間井 | 誠 | 子 |
| 高上 | 高上 | 大 | 人 |
| 高山 | 高山 | 雅 | 清 |
| 宮源 | 宮源 | 勝 | 代 |
| 広 | 広 | 由 | 起 |
| | | 雅 | 雅 |
| | | 和 | 和 |
| | | 田 | 田 |
| | | 本 | 美 |
| | | 崎 | |
| | | 野 | |
| | | 広 | |

議会議案第13号

台湾の世界保健機関へのオブザーバー参加を引き続き支持し、必要な支援を強く求める意見書

世界保健機関（WHO）は、中国で発生した新型コロナウイルス感染症が中国以外の地域にも広がり始め、国際的な協力態勢が必要であると判断して、1月31日に、国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態を宣言した。

こうした状況の中、台湾では早期の適切な対策が功を奏し、5月末時点で累計感染者数は442人、死者数は7人と、世界的にも低い数値を示している。この台湾の対応は世界から高く評価され、台湾のWHOへの参加を支持する声が国際社会から相次いで上がっている。5月18日と19日に開催されたWHOの年次総会には、台湾のオブザーバー参加が認められなかつたが、日本を含む多数の国が台湾のWHOへの参加について言及した。

国際的な保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではなく、特に全世界に甚大な影響を与える感染症に対しては、台湾のように公衆衛生上の成果を上げている地域を含め、自由で、透明かつ迅速な形で各国及び地域が持っている情報や知見を広く共有することが重要である。

よって、国におかれでは、各国及び我が国における新型コロナウイルス感染症のいち早い収束を図るためにも、台湾の世界保健機関へのオブザーバー参加を引き続き支持し、実現に向けて必要な支援を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。